

－ はじめに －

平成28年度は高知県福祉事業財団及び保育所、各施設にとって最も重要な法律である社会福祉法と児童福祉法の大幅な改正が行われた。

社会福祉法改正の柱は、①経営組織のガバナンスの強化 ②事業運営の透明性の向上 ③地域での公益事業の実施であり、当法人として法改正に対応すべく理事会の協議を経て、定款の改正、機関の設置や新評議員の選任などに取り組んできた。

また、平成27年度の児童相談所の児童虐待相談件数が10万件を超え、児童虐待防止法施行前の平成11年度の8.9倍となるなど、児童を取り巻く環境の厳しさなどを背景とし、児童福祉法及び児童虐待防止法も改正された。

児童福祉法の改正においては、①子どもの権利を理念として明確化 ②家庭支援の強化、虐待の防止 ③国、都道府県、市区町村の責任と役割等を中心として従来より児童の権利を明確にしたものとなっている。

この改正の理念に沿った養育、保育を実施するためには、人材の確保、育成が不可欠との観点から平成27年度に引き続き職員採用試験を実施したところ、43名の応募者の中から三里保育園3名、丸の内保育園3名、子供の家4名、愛童園4名を正職員として採用することができた。

一方、法人の喫緊の課題である三里保育園の移転新築工事は、地元三里地区の皆様を始め多くの方々のご理解ご協力により本年2月1日に起工式を行い、平成29年11月の竣工を目指し順調に工事が進んでいる。

国が「子ども・子育て支援」を社会保障の最重要施策と位置付け様々な支援策が出される中、児童福祉の理念のもと法人の各施設が平成28年度事業計画に掲げた重点目標の取り組みは次のとおりである。